

墨田区のお知らせ

2025年
(令和7年)

1/21

すみだ

◆2面以降の主な内容

2面…住民税等
3面…所得税・贈与税・個人事業者
の消費税等
4面…自動車税種別割・軽自動車税
種別割等

税の特集号

ひと、つながる。
墨田区SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(税務課税務係) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>特別区民税・都民税の
申告受け付けが始まります

今年も税の申告時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月17日(月)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が3月31日(月)です。

申告手続は、インターネットや郵送が便利です。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」を参照)。



6年11月 第14回 税に関する「絵はがきコンクール」表彰式

住民税の申告

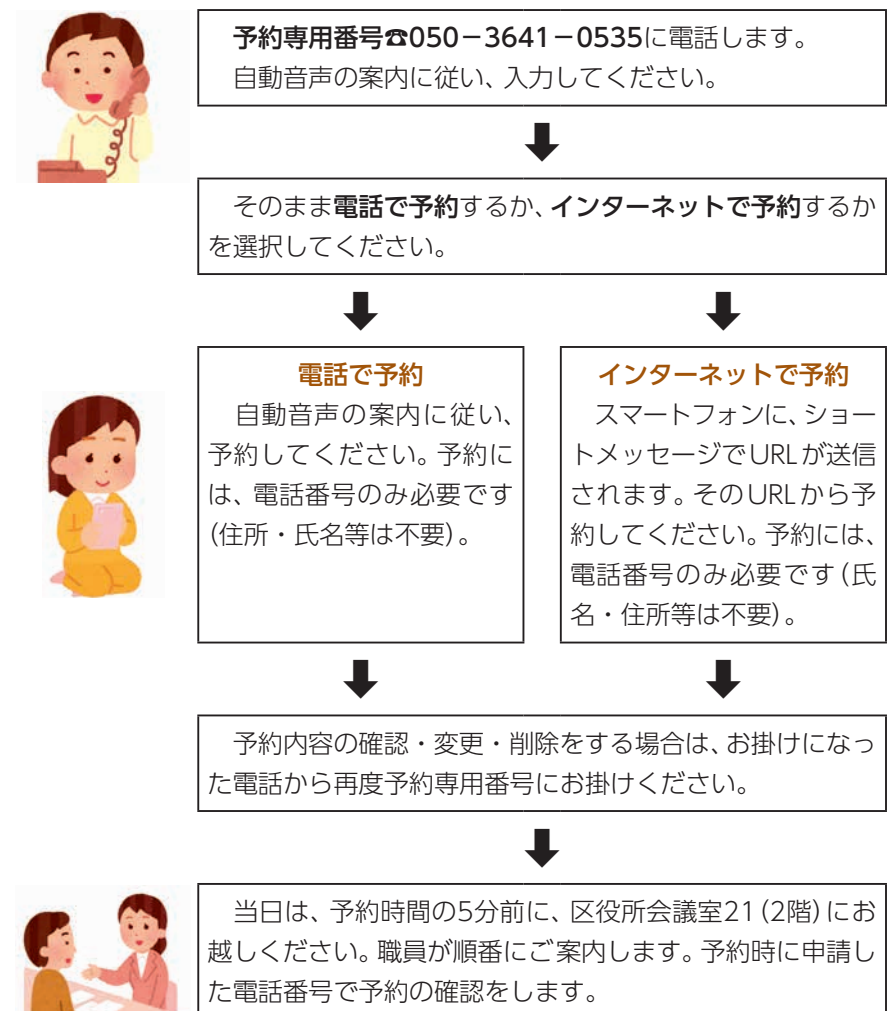
住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月29日**に発送します。記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。**郵送での申告が便利です**が、直接提出する場合は下記および2面上部に掲載の住民税の申告場所をご覧ください。

直接提出する場合

申告会場での混雑回避および待ち時間短縮のため、**2面に掲載の申告場所のうち、区役所会議室21(2階)**での申告受け付けには**事前予約**が必要です。

なお、区役所会議室21(2階)での申告受付期間は2月17日(月)～3月17日(月)です。希望する方は、**2月1日から希望日の前日までに日時を予約**したうえで、お越しください。

◆区役所会議室21(2階)での申告の予約～当日の受け付け方法



住民税の申告についての詳細は2面へ

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

スマートフォンやパソコンからアクセスできる**自動計算で便利なe-Tax**をご利用ください。なお、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。

◆申告書の作成～提出方法

1 申告書を作成します。

国税庁HP「**確定申告書等作成コーナー**」へ接続

- ▶画面の案内に従って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

2 申告書を提出します。

e-Taxで提出する場合

●マイナンバーカード方式

マイナンバーカードを使った、確定申告書の作成が便利です。
マイナポータル連携をすると、**自動入力**で申告できます。

申告には、マイナンバーカードの発行時にご自身で
設定した次のパスワードが必要です。

- ▶利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ▶署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)

*パスワードを忘れた場合や、
ロックされた場合はこちら



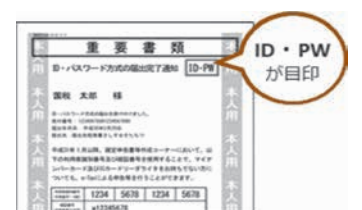
*マイナポータル連携
の詳細はこちら



●ID・パスワード方式

税務署が発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。

発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**にお越しください。なお、**ID・パスワード方式**は暫定的な対応です。



印刷して郵送で提出する場合

[送付先]東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

所得税等の申告についての詳細は3面へ

区公式
SNS等

LINE

X
(旧Twitter)フェイス
ブックインス
タグラムユー
チューブ☎ = 電話 FAX = ファクス ㊚ = Eメール
HP = ホームページ